



「虐待かな？」と思ったら
ご連絡ください


あなたの声が子どもを守ります。

最寄りの市区町村、都道府県庁にある
子ども虐待通報窓口
福祉事務所
児童相談所


「虐待してしまいそう」と悩んだらご相談ください


ひとりで悩まないでお電話ください。
お近くの相談窓口をご記入ください

TEL
開設時間

●秘密を守ります ●匿名でもかまいません

オレンジリボンを あなたの胸に



子どもを虐待から守るオレンジリボン運動

NPO法人
児童虐待防止全国ネットワーク
<http://www.orangeribbon.jp>

子ども虐待とは

子ども虐待は、保護者が子どもに対して行う次の行為で、4つに分類されています。

- 身体的虐待**
なぐる、ける、やけどを負わせる など
- 性的虐待**
性的行為を強いる、性器を見せる など
- ネグレスト(養育の拒否・怠慢)**
家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、車の中に放置する など
- 心理的虐待**
ことばによるおどし、無視や拒否的な態度をとる、きょうだい間の差別、子どもが同居する家庭におけるDV など

見逃さないで! 「たすけてサイン」

子どもからのサイン

- 不自然なあざ・やけど・打撲
- 極端にやせているなど 栄養失調状態
- 衣服やからだ(髪や手足等)が不潔
- 無表情、大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴、情緒不安定

保護者からのサイン

- 子どもの健康や安全への配慮がされていない
- 衣類、寝具が不衛生状態
- 子どもを家に置いたまま、よく外出する
- いつもイライラして、子どもに当たる
- 地域との交流がなく、孤立している